
吸収合併に関する事後開示書類

2026 年 9 月 1 日

株式会社ジェネレーションパス

株式会社フォージ

2026 年 9 月 1 日

会社法第 801 条第 1 項に規定する吸収合併に関する事項を記載した書面

株式会社ジェネレーションパス
代表取締役 岡本 洋明

2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社フォージ（以下「フォージ」といいます。）を吸収合併消滅会社として行った吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）に関する会社法第 801 条第 1 項に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日
2026 年 9 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社（フォージ）における事項
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
フォージは、当社の完全孫会社であったため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (a) 会社法第 785 条の規定による手続については、フォージが当社の完全孫会社であったため、該当事項はありません。
 - (b) 会社法第 787 条の規定による手続については、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (c) フォージは、会社法第 789 条の規定により、2026 年 7 月 31 日付け官報において本吸収合併に対する異議申述の公告を行うとともに、同月 30 日付けで知れている債権者に対して異議申述の通知を行いました。異議申述された債権者はいませんでした。
3. 吸収合併存続会社（当社）における事項
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - (a) 当社は、会社法第 797 条の規定により、2026 年 7 月 30 日付け電子公告において本吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会社であるフォージの商号及び住所を公告いたしました。なお、本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に該当するため、株式買取請求についての該当事項はありません。
 - (b) 当社は、会社法第 799 条の規定により、2026 年 7 月 31 日付け官報及び同月 30 日付けの電子公告により、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述された債権者はいませんでした。
4. 吸収合併により承継した重要な権利義務
当社は、効力発生日をもって、フォージの資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。その概算額は、2026 年 6 月 30 日現在における金額により計算した場合、承継資産が約 63 百万円、承継負債が約 88 百万円となります。
5. 事前備置書面
別紙の事前備置書類をご覧ください。
6. 変更登記をした日
2026 年 9 月 1 日

7. その他重要な事項
該当事項ありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書類

2026 年 7 月 30 日

株式会社ジェネレーションパス

株式会社フォージ

吸収合併に係る事前開示書類

株式会社ジェネレーションパス（以下「ジェネレーションパス」という。）を吸収合併存続会社、株式会社フォージ（以下「フォージ」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

なお、本書記載の事項のうち写しである書類については、いずれも原本の写しに相違ありません。

2026 年 7 月 30 日

東京都新宿区西新宿六丁目 12 番 1 号
株式会社ジェネレーションパス
代表取締役 岡本 洋明



東京都新宿区西新宿六丁目 12 番 1 号
株式会社フォージ
代表取締役 安藤 公亮



第1 吸収合併契約の内容



吸 收 合 併 契 約 書

株式会社ジェネレーションパス（以下「甲」という。）と株式会社フォージ（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本吸収合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（吸収合併当事者）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社ジェネレーションパス

住所：東京都新宿区西新宿六丁目 12 番 1 号

（2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社フォージ

住所：東京都新宿区西新宿六丁目 12 番 1 号

第3条（存続会社が交付する金銭等）

甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対して株式その他の財産の交付及び割当てを行わないものとする。

第4条（増加すべき存続会社の資本金等）

甲は、本吸収合併に際し、資本金及び準備金の額を変動させない。なお、本吸収合併により増加する甲の剰余金の額は、会社計算規則に従って処理する。

第5条（効力発生日）

効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年9月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（合併の承認）

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、乙は会社法第784条第1項の規定に従い、株主総会決議を経ずに、本吸収合併を行う。ただし、本吸収合併の手続の進行上の必要性

その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において乙が雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ定める。

第9条（合併条件の変更又は本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意のうえ、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙は、その写しを保有する。

2026年7月30日

(甲)東京都新宿区西新宿六丁目12番1号

株式会社ジェネレーションパス

代表取締役 岡本 洋明



(乙)東京都新宿区西新宿六丁目12番1号

株式会社フォージ

代表取締役 安藤 公亮



第2 合併対価の相当性に関する事項

ジェネレーションパスは、フォージの株式を間接的に 100%保有しているため、本吸収合併に際して、株式その他の財産の交付及び割当てを行いません。かかる対価の定め及び割当ての内容は相当であると考えております。

また、ジェネレーションパスにおける資本金及び資本準備金については増加させないこととしており、こちらについても相当であると考えております。

第3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

第4 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

第5 債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後のジェネレーションパスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のジェネレーションパスの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、ジェネレーションパスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収合併後におけるジェネレーションパスの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

第6 計算書類等に関する事項

1. ジェネレーションパスの最終事業年度の計算書類等

別添資料をご参照ください。

2. フォージの最終事業年度の計算書類等

別添資料をご参照ください。

3. ジェネレーションパスの最終事業年度の末日後に生じた重要な事象

ジェネレーションパスは、2026年7月30日付で株式会社トリプルダブルとの間で効力発生日を2026年9月1日とし、ジェネレーションパスを吸収合併存続会社、株式会社トリプルダブルを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結しております。

4. フォージの最終事業年度の末日後に生じた重要な事象

該当事項はありません。

第24期 事 業 報 告

(2024年11月 1 日から2025年10月31日まで)

株式会社ジェネレーションパス

事業報告

(2024年11月1日から2025年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、最低賃金引上げ等の賃金上昇により雇用・所得環境の改善が進む中、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復等を背景に国内経済は緩やかに回復しました。しかしながら、中東やウクライナ情勢の長期化、米国の関税政策や日米金融政策等の影響を受ける為替動向、不動産不況下にある中国経済の動向等、国内外における経済的な見通しは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する小売業界全体では、賃金上昇の影響による個人消費の持ち直しやインバウンド需要が回復し、また、当社グループが属するEC市場におきましては、EC利用の定着化がさらに進み、スマートフォンの普及に伴いEC化率の増加が後押しされる等、引き続き市場拡大をしております。

このような状況の中、当社グループでは「ECで蓄えたマーケティングデータをアジアに循環させることで、お客様が望む商品開発や原材料の調達などアジア圏を跨ぐアジアンバリューチェーンを構築する」ことを掲げ、2025年1月29日発表の中期経営計画の達成に向けた施策を進めてまいりました。「ECマーケティング事業」におきましては、当社が企画し海外で生産した商品をお客様に直接お届けするD2C事業の拡大を加速し、「Unique Stores Platform 事業（以下「USP事業」。）」での累計10店舗の立上げ及び商品拡充と選別を推進してまいりました。また、「商品企画関連事業」におきましては、工場の生産管理の効率化を徹底させるとともに、機能性繊維のアパレル事業への展開を行うべく、各種特許の取得やリカバリーウェアの開発及び伊藤忠商事株式会社とのアパレル向け機能性繊維の共同開発・販売に関する基本合意書締結や販売先への交渉を加速させ、受注獲得に向けて注力してまいりました。

当連結会計年度につきましては、当社グループの主力事業であります「ECマーケティング事業」において、ECサポート事業での案件獲得が当初の想定どおり進まなかった影響があったものの、家具・生活雑貨に加えてD2C商品のラインナップの拡充及び販売が堅調に推移しており、事業全体としては前年同期比で増収を達成しております。また、「商品企画関連事業」につきましては、当社中国子会社である青島新綻紡貿易有限公司及び当社ベトナム子会社であるGenepa Vietnam Co.,Ltd.社の受注及び納品が好調であったこと等から前年同期比で増収となり、

結果として連結グループ全体の売上高は前年同期比で増収となりました。

利益面につきましては、「ECマーケティング事業」では、利益率の高いD2C商品の販売拡大及び物流施策等、各種利益改善の諸施策により利益率が改善した一方で、USP事業への投資を継続していること及びECサポート事業での案件獲得が進まなかったことから、事業全体としては減益となりました。「商品企画関連事業」につきましては、Genepa Vietnam Co.,Ltd.社において重点的に生産管理を行うとともに、日本以外からの受注を獲得したことにより利益率が改善したこと、及び青島新綻紡貿易有限会社の堅調な業績が寄与したことから大幅な増益を達成しました。結果として連結グループ全体の営業利益は前年同期比で大幅な増益となりました。

なお、当連結会計年度におきまして、当社の連結子会社であるGenepa Vietnam Co.,Ltd.に対する貸付金の換算替え等から発生した為替差益52百万円を営業外収益に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は16,552百万円（前年同期比2.0%増）、営業利益は114百万円（前年同期比39.9%増）、経常利益は178百万円（前年同期比700.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は161百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失138百万円）となりました。

セグメントの業績については、以下のとおりであります。

① ECマーケティング事業

「ECマーケティング事業」につきましては、ECサポート事業での案件獲得が当初の予想どおり進まなかったものの、メインのマーケティング事業では変化する消費者ニーズを的確に捉え、D2C商品を拡大販売するとともに各種セールの実施や新生活アイテム・季節商材を継続的に導入したことにより、家具・家電・生活雑貨等の販売が好調に推移し、前年同期比で増収を達成いたしました。一方、利益面については、メインのマーケティング事業では中期経営計画に沿った各種施策の効果で利益率の改善が図られたものの、USP事業への立上投資及びECサポート事業での売上不足の影響により、全体としてのセグメント利益は減益となりました。

以上の結果、売上高は13,308百万円（前年同期比0.2%増）となり、セグメント利益は261百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

② 商品企画関連事業

「商品企画関連事業」につきましては、青島新綻紡貿易有限会社及びGenepa Vietnam Co.,Ltd.社の受注及び納品が好調な水準であったこと等により、売上高は前年同期比で増収となりました。利益面につきましては、主としてGenepa Vietnam Co.,Ltd.社において生産管理を強化するとともに豪州・イタリアなど海外や日本の新規取引先からの受注を拡大させたことにより利益額が大幅に上昇したこと、及び青島新綻紡貿易有限会社が開発したりカバリーウェアや新規機能性繊維を用いた商品の受注増加による堅調な業績が寄与したことから大幅な増益を達成いたしました。

以上の結果、売上高は3,230百万円（前年同期比11.4%増）となり、セグメント利益は162百万円（前年同期比98.0%増）となりました。

③ その他

「その他」につきましては、主に当社国内子会社である株式会社トリプルダブル社のソフトウェアの受託開発、システム開発事業における受託売上等の計上及び当社で内閣府より「エビデンスシステムe-CSTIの保守」にかかる受託売上が計上されており、売上面・利益面で寄与しました。なお、従来のメディア事業においてはUSP事業に統合されております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は総額で53百万円となりました。その主なものは当社が独自開発している受発注システム「GPMS」の追加開発等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、新規EC事業への戦略的投資に関する資金及びM&Aに関する資金の需要への備えとして、前連結会計年度に引き続き2025年5月に取引銀行と期間を1年間とするコミットメントライン契約(注)を締結しました。当社で総額1,600百万円を限度とした当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末における、借入実行残高は1,200百万円となりました。

(注)コミットメントライン契約：金融機関との間であらかじめ契約した期間・融資枠の範囲内で融資を受けることを可能とする契約

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

- ① 世界的なインフレ傾向や円安などによる仕入れ価格高騰と製造原価高騰への対応

ECマーケティング事業における仕入れ価格高騰への対応としては、当社が企画し海外で生産した商品をお客様に直接お届けするD2Cを拡大するほか、調達ルートの見直しに加え、物流コストを含め諸経費の削減を継続することにより、販売価格を極力上げずに利益を確保するよう取り組んでおります。商品企画関連事業における製造原価高騰への対応としては、各種特許に基づく競争力の高い商品を開発することに加え、日本以外への販売比率を高めていくとともに、生産管理を強化することなどに取り組んでおります。

引き続きこうした取り組みを精力的に進めて仕入れ価格高騰と製造原価高騰に対応してまいります。

- ② 優秀な人材の確保及び省人化の推進

当社グループの成長や変革の実現には、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であります。即戦力となる人材や専門性の高い人材などを新卒・中途を問わず採用し、継続的に5%以上の社員平均昇給率で社員に報いるとともに、社内外の研修の活用、福利厚生の実施、グループ内の人事交流などを実施して人材の育成・定着に取り組んでおります。

また、現在全体の20%程度までシステム要員の拡充を行っておりますが、今後も引き続きAI活用を中心とした生産性の向上に向けた取組を積極的に推進してまいります。

③ コーポレートブランド価値の向上

当社の創業理念である『世代を超えた人と人との架け橋』となるべく、モノを創る人からそれを活用する人への架け橋として「リコメン堂」をはじめとするコーポレートブランドを強化していくことが重要な課題と認識しております。2017年にスタートした自社ブランド『S!mplus』家電シリーズは2024年2月に累計出荷台数が30万台を超え、さらに2025年7月には累計出荷台数50万台を突破するなどコーポレートブランド価値の向上を継続しております。また商品企画関連事業においては、独自に高機能繊維の開発を進め、多くの特許を取得するとともに、専門商社及び総合商社との共同開発が進捗しています。今後これらのリソースをさらに強化し、グループシナジーを生み出し企業全体の価値を高めてまいります。

④ 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組みの強化

当社グループは株主の皆様を中心とした、取引先企業、お客様及び従業員等のステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄を継続させることが、長期的に企業価値の最大化を実現するものと考えております。これに対しては、中期経営計画に掲げた施策を中心とした高付加価値商品の開発や利益率向上のための各種施策を着実に実行するとともに、海外を含めたサプライチェーンの維持向上を継続し、得られた成果について適時適切な情報開示を行い、配当・株主優待制度を通じて株主への還元を実行していく方針であります。

⑤ グローバル化への対応

当社グループは海外の生産拠点及び海外提携サプライヤーが多く存在し、海外事業の成否は重要な経営課題であります。海外事業においては、リスク管理及び経営資源の選択と集中の観点から、中国・ベトナム・ラオスなどのアジアを重点地域として、各地域の特性に応じたグローバル事業展開を推進しております。今後も各子会社・各代理店において連携を強化し、欧米及びオセアニア地域を対象とした受注の拡大に努めてまいります。

⑥ 海外子会社の経営管理体制の強化

海外子会社の成長速度が加速していることから、今後はより一層の経営体制の強化が必要であると考えております。加速する成長に合わせた意思決定の迅速化を図る一方で、会計・法律等の専門家の活用頻度を増やし、日本本社の直接的な関与による決算体制の強化や管理体制の改善などを継続してまいります。

⑦ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社の事業拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も引き続き監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでまいります。また、内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ることを目指して、スタンダード市場への市場替えも実現していく方針であります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2022年10月期)	第22期 (2023年10月期)	第23期 (2024年10月期)	第24期 (2025年10月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	15,979,756	15,151,862	16,235,491	16,552,295
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	343,678	△23,333	△138,795	161,415
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	42円34銭	△2円87銭	△17円10銭	19円88銭
総 資 産(千円)	4,638,097	4,417,831	4,520,702	4,629,079
純 資 産(千円)	1,997,597	1,910,364	1,767,265	1,887,172

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況(単体)

区 分	第21期 (2022年10月期)	第22期 (2023年10月期)	第23期 (2024年10月期)	第24期 (2025年10月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	13,165,926	13,121,728	13,357,223	13,573,969
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	145,792	97,528	△176,415	134,950
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	17円96銭	12円01銭	△21円73銭	16円62銭
総 資 産(千円)	3,914,304	3,650,677	3,515,359	3,907,803
純 資 産(千円)	1,550,202	1,574,673	1,398,257	1,533,208

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 主要な事業内容(2025年10月31日現在)

当社は、以下の内容を主な事業としています。

① ECマーケティング事業

国内外におけるインターネットショッピングサイト「リコメン堂」の運営
WEB制作・事業開発・EC事業、USP事業

② 商品企画関連事業

取引先商品の企画サポート
インテリア・ファブリック商材の製造・販売

③ その他事業

システム開発事業、ソフトウェアの受託開発、メディア事業

(11) 主要な営業所の状況（2025年10月31日現在）

① 当社

本社：東京都新宿区西新宿

② 子会社

株式会社トリプルダブル（本社：東京都新宿区西新宿）

青島新綻紡貿易有限公司（本社：中国山東省青島市市南区中山路）

青島新嘉程家紡有限公司（本社：中国山東省青島市平度市東閣街道）

株式会社カンナート（本社：東京都新宿区西新宿）

株式会社フォージ（本社：東京都新宿区西新宿）

Genepa Vietnam Co.,Ltd.（本社：ベトナム社会主義共和国ビンズン省）

NEW FIBER LAO SOLE CO.,LTD（本社：ラオス人民民主共和国ヴィエンチャン市）

青島康織紡績科技有限公司（本社：中国山東省青島市嶗山区香山路）

(12) 従業員の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
319 (46)	3 減 (－)

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは（）内に年間平均人員数を内数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
120 (18)	－ (5 減)	31.5	5.01

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは（）内に年間平均人員数を内数で記載しております。

2. 従業員数には正規従業員以外の派遣社員及びアルバイト18名を含んでおりますが、平均年齢及び平均勤続年数の計算には含めておりません。

(13) 重要な子会社の状況

社 名	資本金 (千円)	当社の出資 比率 (%)	事業内容
株式会社トリプルダブル	10,000	100.00	システム開発の技術支援、システム、アプリケーションの受託開発、メディア事業
青島新綻紡貿易有限公司	9 百万 元	100.00	インテリア・ファブリック製品の企画・販売及び輸出入
青島新嘉程家紡有限公司	1 百万 元	(100.00)	インテリア・ファブリック製品の製造
株式会社カンナート	25,000	100.00	WEB制作、各種WEBサービスの企画・立案、ECサポート
株式会社フォージ	3,000	(100.00)	インターネット、その他通信網を利用した通信販売
Genepa Vietnam Co.,Ltd.	89,093 百万 VND	100.00	インテリア・ファブリック製品の製造
NEW FIBER LAO SOLE CO.,LTD	5,166 百万 キープ	(100.00)	ファブリック製品の製造、販売 及び輸出入
青島康織紡績科技有限公司	5 百万 元	(100.00)	ライブコマースを活用した中国 向けEC販売・卸販売

(注)当社の出資比率のうち、()内の数値は、当社の間接所有の割合です。

(14) 主要な借入先 (2025年10月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,230,000千円

(注)当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達等を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン	1,730,000千円
借入実行残高	1,230,000千円
差引額	500,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,277,240株
- (3) 株主数 4,550名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
岡本 洋明	2,623,100	32.31
久野 貴嗣	729,600	8.99
岡本 薫	242,300	2.98
岡本 八洋	242,300	2.98
岡本 あかね	242,300	2.98
鈴木 智也	233,600	2.88
岡本 由美子	204,000	2.51
桐原 幸彦	193,800	2.39
楽天証券株式会社共有口	94,100	1.16
高原 哲也	80,200	0.99

(注)持株比率は自己株式（159,789株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

第4回新株予約権（2022年5月10日発行）

決議年月日	2022年4月15日
保有者の区分及び人数(名)	当社の取締役 5名 当社の監査役 1名
新株予約権の数(個) ※	530 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 53,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	383 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2023年2月1日～2026年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 383 資本組入額 191.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※当事業年度末の末日（2025年10月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \\ \text{調整後行} \\ \text{使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{新規発行前の1株当たり時価} \\ \text{既発行株式数+新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2022年10月期乃至2024年10月期の各期の連結経常利益の額が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる

(a) 2022年10月期乃至2024年10月期までに連結経常利益が3億円を超過した場合 1/3 行使可能

(b) 2022年10月期乃至2024年10月期までに連結経常利益が5億円を超過した場合 2/3 行使可能

(c) 2022年10月期乃至2024年10月期までに連結経常利益が10億円を超過した場合 100%行使可能

なお、上記における連結経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注) 3 に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注) 4 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注) 4 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年10月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡 本 洋 明	代表取締役 経営全般	
久 野 貴 嗣	取締役	
桐 原 幸 彦	取締役	株式会社トリプルダブル 代表取締役 株式会社カンナート 取締役
鈴 木 智 也	取締役	医療法人財団圭友会 監事
遠 藤 寛	取締役	公益財団法人警察協会 評議員 株式会社カンナート 取締役
粕 谷 達 也	常勤監査役	青島新綻紡貿易有限公司 監事 株式会社カンナート 監査役
次 廣 秀 成	監査役	株式会社TASNICファンド 代表取締役
内 山 和 久	監査役	公認会計士内山和久事務所 代表

(注) 1. 遠藤寛氏は、社外取締役であります。

2. 次廣秀成及び内山和久の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役内山和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。また、当社は、取締役遠藤寛氏及び監査役内山和久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその業務につき行った行為（ただし、犯罪行為等は除く。）に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引きだすに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬及び非金銭報酬により構成する。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、期初に定めた各事業年度の事業別営業利益の目標値の達成度合いに応じて定める額の金銭を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

- d. 非金銭報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針
株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、全取締役に対し新株予約権を原則として毎年一定の時期に付与する。付与する新株予約権の内容及び個数は、役職、職責、業績、社会情勢、株価等を踏まえて決定する。
 - e. 基本報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。
 - f. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項
取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定する。但し、取締役の非金銭報酬の個人別の割当数については、取締役会の決議により定める。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、上述の方針に基づき代表取締役が決定を行っていることから、その決定内容が当該方針に沿うものであると取締役会は判断しております。
- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
- a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当
代表取締役 岡本 洋明
 - b. 委任された権限の内容
取締役の個人別の報酬の内容
 - c. 権限を委任した理由
当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。
 - d. 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた内容
代表取締役は、個別の役員報酬額について、管理部門を管掌する取締役が報酬原案を作成する等、決定する前にその内容等の妥当性を勘案し、その内容を個別の役員報酬額に反映するよう努めるものとしております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

地 位	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	58,914	58,914	—	—	5
(うち社外取締役)	(4,800)	(4,800)	(—)	(—)	(1)
監 査 役	8,010	8,010	—	—	3
(うち社外監査役)	(2,760)	(2,760)	(—)	(—)	(2)
合 計	66,924	66,924	—	—	8
(社外役員)	(7,560)	(7,560)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の第11回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名（うち社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年6月2日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名（うち社外監査役は2名）です。
4. 業績連動報酬は、金額の決定の際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、当事業年度においては、該当事項はありません。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、当事業年度においては、該当事項はありません。

(6) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

特記すべき事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	遠 藤 寛	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（100%）出席しており、企業経営者としての専門的な視点により疑問点等を明らかにするため、企業経営の豊富な経験と知識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	次 廣 秀 成	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（100%）に出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回（100%）に出席しており、主にコーポレート・ガバナンスに関する意見を適宜述べております。
社外監査役	内 山 和 久	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（100%）に出席しており、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回（100%）に出席しており、会計の専門家として会計処理の妥当性や開示書類の適正性に関する意見を適宜述べております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

24,800千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものとしております。また、その他独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定するものとしております。

取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出するものとしております。

(5) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要は以下のとおりであります。(決議日 2024年2月26日)

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席し意見を述べるができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理されるよう徹底を図る。また、当該文書については、取締役・監査役が常時閲覧可能な状態で保存する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失に関するリスク・マネジメントの観点から、損失の危機の管理についてリスク管理規程にて定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備を行う。

当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回、取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、会議運営規程に基づき毎月1回、経営会議を開催するとともに、必要に応じて取締役及び指名された者により招集され、議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念に掲げる企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。

当社及び子会社の使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知った時は、代表取締役、上長、又は管理本部を事務局とする通報窓口へ速やかに通報しなければならない。

内部監査人は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社の業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続きと内容の妥当性について定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対しその結果を報告する。

- ⑥ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

管理本部長は、関係会社管理規程に従い当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

子会社の取締役は、関係会社管理規程に従い、当社の事前承認が必要な事項及び取締役の職務の執行に係る重要事項について当社への報告を要する。また、当社の子会社に対する経営管理及び経営指導が法令に違反し、又は社会通念上疑義があると認めた時には、監査役に報告する。

内部監査人は、当社グループ各社における内部統制監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また監査役の職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者から独立性及び実効性を確保する。

- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対して当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義務を負う。

当社及び子会社は、当社の監査役に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として、人事上その他いかなる点においても、不利益な取り扱いを行わないものとする。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

監査役は、内部監査人、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、当社及び子会社に対する監査の実効性を確保する。

- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、代表取締役の責任の下、管理本部マネージャーの指示に従い各部署の部門長で組織されたプロジェクトチームが、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の体制を構築・整備することを推進する。

- ⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

不当要求等への対応を所管する部署を管理本部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定又は改訂し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、定時取締役会及び臨時取締役会を13回、経営会議を13回開催しております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき当社並びに子会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めていません。

しかしながら、不適切な者からの支配に対する防衛策としては、企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきましては、該当事項はありませんが、買収行為を巡る法制度の整備や社会的動向を鑑みて、今後も継続的に検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な企業活動による利益の確保と拡大を目指し、安定した収益に基づき、将来の事業展開に備えた内部留保を確保しつつその一部を配当として株主の皆様へ還元することを基本方針といたします。配当時期につきましては、連結経常利益3億円以上を達成した場合に実施することを基本といたします。

当社の剰余金の配当は、原則として中間配当及び期末配当の年2回実施することとしております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当を実施することができる」旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入にて表示しております。

## 第24期 事業報告の附属明細書

(2024年11月 1 日から2025年10月31日まで)

株式会社ジェネレーションパス

会社役員の重要な兼職の状況の明細

| 区分    | 氏 名   | 兼職する他の法人等の名称                               | 兼職の内容        | 摘要    |
|-------|-------|--------------------------------------------|--------------|-------|
| 代表取締役 | 岡本 洋明 |                                            |              |       |
| 取締役   | 久野 貴嗣 |                                            |              |       |
|       | 桐原 幸彦 | 株 式 会 社 ト リ プ ル ダ ブ ル<br>株 式 会 社 カ ン ナ ー ト | 代表取締役<br>取締役 |       |
|       | 鈴木 智也 | 医 療 法 人 財 団 圭 友 会                          | 監事           |       |
|       | 遠藤 寛  | 公 益 財 団 法 人 警 察 協 会 会<br>株 式 会 社 カ ン ナ ー ト | 評議員<br>取締役   | 社外取締役 |
| 監査役   | 粕谷 達也 | 青 島 新 綻 紡 貿 易 有 限 会 社<br>株 式 会 社 カ ン ナ ー ト | 監事<br>監査役    |       |
|       | 次廣 秀成 | 株 式 会 社 TASNIC フ ァ ン ド                     | 代表取締役        | 社外監査役 |
|       | 内山 和久 | 公 認 会 計 士 内 山 和 久 事 務 所                    | 代表           | 社外監査役 |

# 第24期 計 算 書 類

(2024年11月 1 日から2025年10月31日まで)

株式会社ジェネレーションパス

# 貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額  |           | 科 目             | 金 額 |           |
|---------------|------|-----------|-----------------|-----|-----------|
| <資 産 の 部>     |      |           | <負 債 の 部>       |     |           |
| 流 動 資 産       |      | 3,198,497 | 流 動 負 債         |     | 2,367,227 |
| 現 金 及 び 預 金   |      | 344,136   | 買 掛 金           |     | 611,852   |
| 売 掛 金         |      | 916,749   | 短 期 借 入 金       |     | 1,200,000 |
| 商 品           |      | 1,353,575 | 未 払 法 人 税 等     |     | 18,822    |
| 仕 掛 品         |      | 6,505     | 賞 与 引 当 金       |     | 74,332    |
| 短 期 貸 付 金     |      | 200,000   | 未 払 金           |     | 398,854   |
| そ の 他         |      | 398,273   | そ の 他           |     | 63,364    |
| 貸 倒 引 当 金     |      | △20,742   | 固 定 負 債         |     | 7,366     |
| 固 定 資 産       |      | 709,305   | 資 産 除 去 債 務     |     | 7,366     |
| 有形固定資産        |      | 220       | 負 債 合 計         |     | 2,374,594 |
| 車 両 運 搬 具     | 363  |           | <純 資 産 の 部>     |     |           |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △242 | 121       | 株 主 資 本         |     | 1,525,224 |
| 工具、器具及び備品     | 149  |           | 資 本 金           |     | 627,117   |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △49  | 99        | 資 本 剰 余 金       |     | 616,117   |
| 無形固定資産        |      | 49,081    | 資 本 準 備 金       |     | 616,117   |
| ソ フ ト ウ エ ア   |      | 49,081    | 利 益 剰 余 金       |     | 372,610   |
| 投資その他の資産      |      | 660,002   | そ の 他 利 益 剰 余 金 |     | 372,610   |
| 関 係 会 社 株 式   |      | 645,272   | 繰 越 利 益 剰 余 金   |     | 372,610   |
| そ の 他         |      | 14,729    | 自 己 株 式         |     | △90,620   |
|               |      |           | 新 株 予 約 権       |     | 7,983     |
|               |      |           | 純 資 産 合 計       |     | 1,533,208 |
| 資 産 合 計       |      | 3,907,803 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 |     | 3,907,803 |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(自2024年11月 1 日)  
至2025年10月31日)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額    |            |
|------------------------|--------|------------|
| 売 上 高                  |        | 13,573,969 |
| 売 上 原 価                |        | 9,737,673  |
| 売 上 総 利 益              |        | 3,836,296  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |        | 3,850,447  |
| 営 業 損 失                |        | 14,151     |
| 営 業 外 収 益              |        |            |
| 助 成 金 収 入              | 1,102  |            |
| 受 取 利 息                | 4,718  |            |
| 受 取 配 当 金              | 82,330 |            |
| 受 取 手 数 料              | 44,516 |            |
| 受 取 保 険 金              | 1,789  |            |
| そ の 他                  | 5,718  | 140,176    |
| 営 業 外 費 用              |        |            |
| 支 払 利 息                | 7,120  |            |
| 為 替 差 損                | 3,587  |            |
| そ の 他                  | 20     | 10,728     |
| 経 常 利 益                |        | 115,296    |
| 特 別 利 益                |        |            |
| 固 定 資 産 売 却 益          | 2,070  |            |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額        | 39,401 | 41,471     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益        |        | 156,768    |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 21,817 | 21,817     |
| 当 期 純 利 益              |        | 134,950    |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

（自2024年11月1日）  
（至2025年10月31日）

（単位：千円）

|               | 株 主 資 本 |         |                                    |         |           |
|---------------|---------|---------|------------------------------------|---------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金                              | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
|               |         | 資本準備金   | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 |         |           |
| 当 期 首 残 高     | 627,117 | 616,117 | 237,659                            | △90,620 | 1,390,274 |
| 当 期 変 動 額     |         |         |                                    |         |           |
| 当 期 純 利 益     | －       | －       | 134,950                            | －       | 134,950   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | －       | －       | 134,950                            | －       | 134,950   |
| 当 期 末 残 高     | 627,117 | 616,117 | 372,610                            | △90,620 | 1,525,224 |

|               | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------|-------|-----------|
| 当 期 首 残 高     | 7,983 | 1,398,257 |
| 当 期 変 動 額     |       |           |
| 当 期 純 利 益     | －     | 134,950   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | －     | 134,950   |
| 当 期 末 残 高     | 7,983 | 1,533,208 |

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

## 個 別 注 記 表

( 自 2024年11月 1 日 )  
至 2025年10月31 日 )

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 商品

先入先出法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b. 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 6年～15年 |
| 機械及び装置    | 2年～12年 |
| 車両運搬具     | 2年～3年  |
| 工具、器具及び備品 | 2年～6年  |

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

c. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、子会社が財政状態の悪化により債務超過となる場合については、同子会社に対する債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）（以下「収益認識会計基準等」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収可能性を判断しております。当事業年度は、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積った結果、回収可能性が認められないと判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

(ii) 主要な仮定

一時差異等加減算前課税所得の見積りは、事業計画に基づいて見積っており、売上高の成長率及び収益・費用の予測等を主要な仮定としております。

(iii) 翌事業年度以降の計算書類に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、売上高の成長率及び費用の予測等の仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 220千円    |
| 無形固定資産 | 49,081千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングし、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行っています。各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産については、各資産グループに共用資産を加えたより大きな単位を資産グループとし、減損の兆候の有無の判定を行っています。

減損の兆候がある資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度において、共用資産を加えたより大きな単位について、営業活動から生じる損益がプラスであることから、減損の兆候はないと判断しております。

(ii) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算定は、事業計画に基づいて見積っており、売上高の成長率及び費用の予測等を主要な仮定としております。

(iii) 翌事業年度以降の計算書類に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、売上高の成長率及び費用の予測等の仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 243,041千円 |
| 短期金銭債務 | 5,772千円   |

(2) 債務保証

次の関係会社について、金融機関からの為替予約に対し、債務保証極度額の設定を行っております。

|             |        |              |
|-------------|--------|--------------|
| 青島新綢紡貿易有限公司 | USD    | 1,450,000.00 |
|             | (円換算額) | 223,445千円)   |

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

|          |          |
|----------|----------|
| 株式会社フォージ | 30,000千円 |
|----------|----------|

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達、新規EC事業への戦略的投資に関する資金及びM&Aに関する資金の需要への備えをするため取引銀行３行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及びコミットメントライン | 1,600,000千円 |
| 借入実行残高              | 1,200,000千円 |
| 差引額                 | 400,000千円   |

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 313,974千円 |
| 売上原価       | 558,941千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 47,445千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 133,417千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当 事 業 年 度<br>期 首 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>末 株 式 数 | 摘 要 |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|-----|
| 自己株式  |                        |                        |                        |                      |     |
| 普通株式  | 159,789                | －                      | －                      | 159,789              |     |
| 合 計   | 159,789                | －                      | －                      | 159,789              |     |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、賞与引当金、商品評価損、及び関係会社株式評価損等であり、全額評価性引当額を控除しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称                  | 議決権等の<br>所有(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係               | 取引の内容            | 取引金額    | 科目        | 期末残高    |
|-----|-------------------------|--------------------|-----------------------------|------------------|---------|-----------|---------|
|     |                         |                    |                             |                  | (千円)    |           | (千円)    |
| 子会社 | 株式会社トリプルダブル             | 直接100%             | 経営管理・業務受託<br>役員の兼任<br>外注の依頼 | 経営管理料<br>の受取(注1) | 12,917  | その他流動資産   | 1,491   |
| 子会社 | 株式会社カンナート               | 直接100%             | 経営管理・業務受託<br>役員の兼任<br>外注の依頼 | 経営管理料<br>の受取(注1) | 31,598  | その他流動資産   | 32,187  |
| 子会社 | 株式会社フォージ                | 直接100%             | 経営管理・業務受託                   | 資金の貸付            | 40,000  | 短期貸付金(注5) | 40,000  |
|     |                         |                    |                             | 債務保証(注2)         | 30,000  | —         | —       |
| 子会社 | Genepe Vietnam Co.,Ltd. | 直接100%             | 役員の兼任<br>資金の援助<br>製品仕入      | 増資の引受(注3)        | 500,000 | 短期貸付金     | 140,000 |
|     |                         |                    |                             | 資金の貸付            | 340,000 |           |         |
|     |                         |                    |                             | 製品の仕入            | 552,101 | その他流動負債   | 113     |
|     |                         |                    |                             | 利息の受取(注4)        | 3,403   | その他流動資産   | 1,538   |

- (注) 1. 経営管理料の受取は子会社との契約に基づき、協議の上、合理的に決定しております。  
2. 当社は株式会社フォージの銀行借入30,000千円に対し債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。  
3. 当事業年度において、貸付金500,000千円について、デット・エクイティ・スワップを実施しております。貸倒引当金345,815千円を取り崩しております。  
4. 貸付利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
5. 株式会社フォージへの関係会社短期貸付金に対し、20,376千円の貸倒引当金を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 187円89銭  
(2) 1株当たり当期純利益 16円62銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 企業結合に関する注記  
(共通支配下の取引等)

当社は、2024年12月26日に連結子会社であるGenepa Vietnam Co.,Ltd.に対して貸付金の現物出資による株式の取得（デット・エクイティ・スワップ）を決定し、2024年12月30日に実施いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：Genepa Vietnam Co.,Ltd.

事業の内容：インテリア、ファブリック製品の製造

② 企業結合日

2024年12月30日

③ 企業結合の法的形式

貸付金の現物出資による株式の取得（デット・エクイティ・スワップ）

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

同社の財務体質の強化を目的とした同社の増資をデット・エクイティ・スワップによる方法で引き受けております。

⑥ 結合後の状況

本結合による当社の名称、所在地、代表者の役職・指名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 関係会社株式の追加取得に関する事項

(単位：千円)

| 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳 |                       | 2024年12月30日 |
|------------------------|-----------------------|-------------|
| 取得の対価                  | 現物出資の対象となる債権の額面総額     | 500,000     |
|                        | 現物出資の対象となる債権に対する貸倒引当金 | △345,815    |
| 取得原価                   |                       | 154,184     |

## 第24期 計算書類に係る附属明細書

(2024年11月 1 日から2025年10月31日まで)

株式会社ジェネレーションパス

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

| 区分             | 資産の種類     | 期首残高 | 当<br>増<br>加<br>額 | 期<br>減<br>少<br>額 | 期末残高   | 期末減価償却累計額<br>又は償却累計額 | 当期償却額 | 差引期末<br>帳簿価額 |
|----------------|-----------|------|------------------|------------------|--------|----------------------|-------|--------------|
| 有形<br>固定<br>資産 | 車 両 運 搬 具 | —    | 393              | 30               | 363    | 242                  | 121   | 121          |
|                | 工具、器具及び備品 | —    | 149              | —                | 149    | 49                   | 49    | 99           |
|                | 有形固定資産計   | —    | 543              | 30               | 513    | 292                  | 292   | 220          |
| 無形<br>固定<br>資産 | ソフトウエア    | —    | 52,954           | —                | 52,954 | 3,872                | 3,872 | 49,081       |
|                | 無形固定資産計   | —    | 52,954           | —                | 52,954 | 3,872                | 3,872 | 49,081       |

(注) 当期増加額の主な内訳

ソフトウェア 受発注システムGPMSの開発 52,954千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

| 科 目       | 当期首残高   | 当期増加額  | 当期減少額   | 当期末残高  |
|-----------|---------|--------|---------|--------|
| 貸 倒 引 当 金 | 410,895 | 366    | 390,519 | 20,742 |
| 賞 与 引 当 金 | 53,741  | 74,332 | 53,741  | 74,332 |

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額       | 摘 要 |
|------------------|-----------|-----|
| 決 済 手 数 料        | 336,282   |     |
| 運 賃 及 び 荷 造 費    | 1,706,249 |     |
| 広 告 宣 伝 費        | 285,572   |     |
| ロ イ ヤ リ テ イ      | 690,605   |     |
| 役 員 報 酬          | 66,924    |     |
| 給 与 手 当          | 353,417   |     |
| 減 価 償 却 費        | 4,164     |     |
| 貸倒引当金繰入額 (△は戻入額) | △4,700    |     |
| 支 払 手 数 料        | 104,533   |     |
| そ の 他            | 307,398   |     |
| 計                | 3,850,447 |     |

# 独立監査人の監査報告書

2025 年 12 月 19 日

株式会社ジェネレーションパス  
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 肇

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 関 隆浩

## 監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの 2024 年 11 月 1 日から 2025 年 10 月 31 日までの第 24 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2025 年 12 月 19 日

株式会社ジェネレーションパス  
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 肇

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 関 隆浩

## 監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ジェネレーションパスの 2024 年 11 月 1 日から 2025 年 10 月 31 日までの第 24 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株式会社フォージ

第 14 期 事業報告及び計算書類

自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日

# 第 14 期 事業報告

自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度において、当社はマーケティング事業を中心として事業活動を行いました。

当事業年度の売上高は 103,655 千円、売上総利益は 26,231 千円となりました。一方、販売費及び一般管理費が 31,501 千円となった結果、営業損失は 5,270 千円、経常損失は 5,969 千円、当期純損失は 6,041 千円となりました。

当事業年度末の資産合計は 60,246 千円、負債合計は 80,622 千円、純資産合計は△20,376 千円となり、債務超過の状態にあります。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資はありません。

### (3) 資金調達の状況

当事業年度末における借入金残高は、株式会社りそな銀行からの借入金 30,000 千円及び最終親会社である株式会社ジェネレーションパスからの借入金 40,000 千円であります。これらの借入れにより、運転資金その他事業運営に必要な資金を確保しております。

### (4) M&A 及び組織再編等

該当事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況

| 区分               | 第 11 期<br>2022 年 10 月期 | 第 12 期<br>2023 年 10 月期 | 第 13 期<br>2024 年 10 月期 | 第 14 期<br>2025 年 10 月期<br>(当事業年度) |
|------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (千円)         | 140,655                | 121,133                | 132,847                | 103,655                           |
| 売上総利益 (千円)       | 49,686                 | 37,066                 | 36,441                 | 26,231                            |
| 営業利益 (△損失) (千円)  | △2,661                 | △7,547                 | △5,269                 | △5,270                            |
| 経常利益 (△損失) (千円)  | △1,789                 | △7,809                 | △4,121                 | △5,969                            |
| 当期純利益 (△損失) (千円) | △1,859                 | △7,879                 | △4,191                 | △6,041                            |
| 総資産 (千円)         | 79,706                 | 70,484                 | 64,934                 | 60,246                            |
| 純資産 (千円)         | △2,262                 | △10,142                | △14,334                | △20,376                           |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の直接の親会社は株式会社カンナートであり、同社は当社の発行済株式 60 株のすべてを保有しております。また、株式会社カンナートの親会社である株式会社ジェネレーションパスは、当社の最終親会社であります。なお、当社に子会社はありません。

## (7) 対処すべき課題

当社は、収益性の改善及び債務超過の解消を重要な経営課題として認識しております。今後は、売上総利益率の改善、販売費及び一般管理費の適正化、在庫水準の管理及び資金繰りの安定化に取り組むとともに、親会社その他の関係会社との連携を通じて事業基盤の維持・強化を図ってまいります。

## (8) 主要な事業内容

当事業は、マーケティングの基礎となるビッグデータを、当社が運営する EC サイトや、楽天市場、Yahoo!ショッピング、Amazon 等の EC モール及びインターネット全体から収集・分析し、当社と取引のあるメーカー及び卸売事業者から提案された商品について、消費者の購買につながる可能性の高いキーワード、商品画像、価格等を設定し、当社の EC サイトで販売を行う事業であります。

## (9) 主要な営業所

当社

本社：東京都新宿区西新宿

## (10) 従業員の状況

当事業年度末において従業員はおりません。

## (11) 主要な借入先

| 借入先            | 借入金残高     |
|----------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行      | 30,000 千円 |
| 株式会社ジェネレーションパス | 40,000 千円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況

発行可能株式総数 60 株

発行済株式総数 60 株

期末株主数 1 名

## (2) 大株主の状況

| 株主名       | 持株数  | 持株比率   |
|-----------|------|--------|
| 株式会社カンナート | 60 株 | 100.0% |

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

当事業年度末現在の会社役員は、次のとおりです。

| 地位    | 氏名    |
|-------|-------|
| 代表取締役 | 安藤 公亮 |

## 5. 親会社等との取引に関する事項

当社は、最終親会社である株式会社ジェネレーションパスとの主な取引として、同社から運転資金 40,000 千円を借り入れております。当該取引を行うに当たっては、当社の資金需要、金利、返済期限その他の取引条件を確認し、当社に不利益とならないよう留意しております。当社の取締役は、当該借入れが当社の事業運営に必要な運転資金の確保及び資金繰りの安定に資するものであり、取引条件についても不合理なものではないことから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

# 貸借対照表

2025 年 10 月 31 日現在 （単位：千円）

| 科目        | 金額      |
|-----------|---------|
| 資産の部      |         |
| 【流動資産】    | 60,246  |
| 普通預金      | 2,029   |
| 売掛金       | 11,229  |
| 関係会社売掛金   | 330     |
| 貸倒引当金     | △4      |
| 商品        | 43,614  |
| 前払費用      | 256     |
| 関係会社未収入金  | 1,703   |
| 未収消費税     | 1,088   |
| 資産合計      | 60,246  |
| 負債の部      |         |
| 【流動負債】    | 80,622  |
| 買掛金       | 6,413   |
| 未払金       | 2,542   |
| 前受金       | 38      |
| 未払法人税等    | 70      |
| 短期借入金     | 30,000  |
| 関係会社未払金   | 1,558   |
| 関係会社短期借入金 | 40,000  |
| 負債合計      | 80,622  |
| 純資産の部     |         |
| 【株主資本】    | △20,376 |
| 資本金       | 3,000   |
| 利益剰余金     | △23,376 |
| 繰越利益剰余金   | △23,376 |
| 純資産合計     | △20,376 |
| 負債・純資産合計  | 60,246  |

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

# 損益計算書

自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日

(単位：千円)

| 科目         | 金額      |
|------------|---------|
| 売上高        | 103,655 |
| 売上原価       | 77,424  |
| 売上総利益      | 26,231  |
| 販売費及び一般管理費 | 31,501  |
| 営業損失       | 5,270   |
| 営業外収益      | 55      |
| 営業外費用      | 754     |
| 経常損失       | 5,969   |
| 税引前当期純損失   | 5,969   |
| 法人税等       | 72      |
| 当期純損失      | 6,041   |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 販売費及び一般管理費の内訳

| 科目      | 金額     |
|---------|--------|
| 決済手数料   | 2,810  |
| 荷造包装費   | 7,321  |
| 広告宣伝費   | 4,746  |
| 租税公課    | 0      |
| 支払手数料   | 4,125  |
| 販売促進費   | 957    |
| ロイヤリティ  | 4,643  |
| 貸倒引当金繰入 | △40    |
| 関係会社業務費 | 6,937  |
| 合計      | 31,501 |

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日

(単位：千円)

| 区分           | 資本金   | 繰越利益剰余金 | 株主資本合計  |
|--------------|-------|---------|---------|
| 当期首残高        | 3,000 | △17,334 | △14,334 |
| 当期変動額（当期純損失） | －     | △6,041  | △6,041  |
| 当期末残高        | 3,000 | △23,376 | △20,376 |

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

# 個別注記表

自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| 区分     | 金額        |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 2,033 千円  |
| 短期金銭債務 | 41,558 千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| 区分             | 金額       |
|----------------|----------|
| 営業取引による取引高（費用） | 6,937 千円 |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数は、普通株式 60 株であります。

5. 1株当たり情報に関する注記

| 項目         | 金額           |
|------------|--------------|
| 1株当たり純資産額  | △339,601円00銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 100,692円78銭  |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 事業報告の附属明細書

当事業年度において、事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

## 計算書類に係る附属明細書

計算書類の内容を補足する主要な事項は、次のとおりです。

| 項目        | 内容             |
|-----------|----------------|
| 関係会社短期借入金 | 期末残高 40,000 千円 |
| 関係会社業務費   | 当期発生額 6,937 千円 |